

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○小野寺委員長 この際、階猛君から関連質疑の
申出があります。山井君の持ち時間の範囲内でこ
れを許します。階猛君。

○階委員 岸田総理は、一月三十一日の代表質問
で政治改革の決意を問われ、こう答弁しました。
信なくば立たず、国民の信頼なくして政治の安定
はなく、政治の安定なくして政策の推進もない。
しかしながら、実際に岸田総理がやっているこ
とは、国民の信頼を失うようなことばかりではな
いでしょうか。

今日は、岸田政権の信頼失墜を示す国民の不満
や怒りの声を三つほど取り上げて質問したいと思
います。

まず一つ目、自民党は国民に増税を強いる前に
裏金議員に増税させろという声をあちこちで聞か
れます。皆さんもそうだと思います。

総理は、当委員会での立憲民主党の奥野委員へ
の答弁で、防衛増税を令和九年度に向けて複数年
かけて段階的に実施するというふうに強調されま
した。

このパネルは、昨年も示したものです。このパ
ネルの中で、五年間で十四・六兆円、今の予算に
上乗せして調達する必要があるということが図で
示されているわけですが、色分けがされておりま
して、一番上の三角の部分、これが増税で調達す
る部分です。なぜかこの増税の部分だけ幾ら調達
するか数字が入っていないわけですけれども、ほ
かの三つの部分の数字を十四・六から差し引くと、
およそ三兆円程度になるわけです。

防衛増税は、来年度、すなわち令和六年度は見
送られましたけれども、令和七年度から九年度の
間で三兆円ぐらいの防衛増税を行う必要がある、
こういう理解でよろしいかどうか、総理に答弁を
求めます。

○岸田内閣総理大臣 まず、政治と金の問題につ
いては、国民の皆さんから疑念の目が注がれてい
る、深刻な状況にある、このことは極めて遺憾で
あり、心からおわびを申し上げます。信頼回復に
全力で取り組まなければならぬと認識しており
ます。

その一方で、御指摘のこの防衛力の抜本強化で
すが、これは、我が国の厳しい安全保障環境を考
えた場合に、国民の命や暮らしを守るためにこれ
は速やかに実現しなければならぬ、こういった課
題であると認識をしています。

そして、その中身について、委員御指摘のよう
に、四分の一部分については国民の皆さんに御負
担をお願いしなければならぬと申し上げていま
す。四分の三は歳出改革においてしっかりと用意を
した上で、未来に対する、将来の世代に対する責

任として、四分の一御負担をお願いしたいとい
うことで、令和九年度にかけて複数年かけて税制措
置を実施していく、これを一昨年末に閣議決定し
ているところであります。

○階委員 正面から答えていないんですけれども、
私が尋ねたのは、この三角の部分の面積を聞いて
いるわけです。ここが、十四・六からこの三つの
数字を差し引いていくと三兆円ぐらいじゃないか
ということを言っているわけですね。

三兆円規模の増税、これをこれから令和九年度
の間までに行うということでもよろしいですか。

○岸田内閣総理大臣 この図で申し上げますと、
この税制措置の部分、縦は一強とされております。
委員の御指摘は、そこから左に流れている三角の
面積の部分だと思えます。

これは、要は、その下の部分、行財政改革等の
取組次第によつてこの面積は伸び縮みするもので
あると認識をしております。

○階委員 本間に、この下の部分の面積も、数字
は入っていますけれども、これだけ捻出できるか
どうか、それはこれからの決算次第ですよ。決算
剰余金を使うとか歳出改革を使うとか、これは今
の段階でははっきりしないんですよ。いずれにし
ても、増税、最終的には毎年一兆円、この増税は
あるわけですね。

仮に、三兆円程度これから令和九年度までの間
に増税するとしたならば、ちょうど総理が昨春秋
に唐突に打ち出した所得税、住民税の減税規模と
見合うぐらいになるわけです。つまり、増税で国
民が新たに払うお金と同額程度のお金が国民に戻

つてくるということなわけです。この無駄な作業をするのに、官と民に莫大なコストと労力が発生するわけです。

増税で集めた税金を減税で戻すぐらいなら、そもそも防衛増税は必要なかったのではないかと。このことについてお答えください。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の点については、政策の順番こそが大事だと再三申し上げております。まず、今、日本として取り組まなければならぬ課題、デフレからの完全脱却であり、経済の好循環を取り戻すことが先であると申し上げています。防衛増税についても、令和九年度に向けて複数年かけて、そして、この中身についても、経済にできるだけ影響を及ぼさないように、法人税についても、九四％の法人には影響が出ないような中身、これを用意しているわけでありまして、子育て政策についても、二〇二六年から順次支援金をお願いしていく、こういった形にしております。

まずは経済を再生してから、こういった重要な課題に取り組み、この順番が大事だということを再三強調しております。まずは経済を再生することによって、日本の財政や様々な財源についてもしっかりと考えてまいります。

○階委員 言っていることが矛盾だらけだと思っております。総理は、まず増税を言ったんですよ。その後、減税を言っているわけですよ。今の理屈からすれば、まず減税を打ち出して、景気が回復したら増税というのが筋じゃないですか。全く矛盾していますよ。

それで、増税のやり方自体も問題があるんですよ。

これも去年指摘しましたけれども、東日本大震災の復興特別所得税、これの半分ぐらいを一旦削って、そして、それに見合う分を新たな付加税ということでも徴収するわけですね。一見、負担は増えないように見えますけれども、ただ、この復興特別所得税の期間が十三年も延びるわけです。それによって、長い目で見ると負担は増えていくということ、復興の増税の期間が長引くわけですよ。

今、能登地震の災害復旧復興が問題になっていきますけれども、今後も大きな災害が起こり得る中で、その復興財源の負担を、復興特別所得税、今続いていったとしたら、これと併せて将来の災害の負担もお願いするのは難しくなるわけです。

防衛増税をやめれば、当初予定の期間で復興特別所得税を終えることができます。そうすることによって、将来、大災害が起きた場合に必要となる復興財源を国民にお願いしやすくなるわけですよ。その観点からも、この防衛増税、おかしいと思えますよ。いかがですか。

○岸田内閣総理大臣 まず、減税と増税、順番が逆ではないかということですが、経済の再生、これは、政権発足当初から新しい資本主義ということで申し上げています。そして、経済を再生した上で、令和九年度に向けての防衛力の強化の財源、さらには子供、子育ての財源、こういったものを考えていく、こういったことを当初から申し上げます。

そして、減税については、経済の再生をより確実なものにするために減税を考えたいということも申し上げた、こういったことでもあります。これは、決して政策の流れとして矛盾するものではないと考えております。（階委員「政策が失敗したということでしょう」と呼ぶ）いやいや、それを今進めようと申し上げているわけでもあります。

そして、経済の再生が第一だということで、その経済に影響が出ないように、防衛力増強に向けての財源についても考えていくということも申し上げます。

法人税においても、九四％の法人に負担が増えるということがない、こういった体制を考えましたし、そして、御指摘の新たな付加税についても、現下の家計の負担増にならないということで制度をつくりました。

復興事業や復興債の返還のための財源、総額を確実に確保する、これは当然のことでありまして、現実の復興事業等に影響が出ない、こういったこともしっかりと確認をしながら、こうした国民の皆さんの協力をお願いしてまいります。（階委員「答えていないです。増税期間が延びるんですよ。延びることが問題だということ言っているんですよ」と呼ぶ）

○小野寺委員長 総理、どうぞお続けください。
○岸田内閣総理大臣 延びることによって復興事業等には影響が出ない、これも確認した上で、そして経済にも影響が出ない上で、こういった制度を考えている、こうしたことでもあります。

総額の確保はもちろんであります、復興事業

に影響が出ない、こういった配慮の下に、こうした付加税についても考えてまいります。（発言する者あり）

○小野寺委員長 もう一度、では、質問をしてください。

○階委員 私が聞いたのは、当初、二〇三七年までの予定だった復興特別所得税、これが、新たな付加税というのを加えることによって、この復興特別所得税の期間を延ばすわけですね。最長十三年ぐらい延びる。ということは、国民は、復興特別所得税を十三年、負担期間が延びるわけですよ。ということになると、能登半島地震を始め、日本は災害がいつ起きるか分からない、大きな災害が今後起きたときに、そのときにも国民に負担を求めなくちゃいけないんだけど、東日本大震災のときの復興特別所得税が継続することによって、それに加えての負担を求めるというのは難しくなるんじゃないか。だからこそ、早く終えて次の災害に備えるべきではないかということを行っているわけですよ。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の負担の点については、二〇三八年以降も国民の皆さんに付加税の負担をお願いすることになるわけですが、例えば、夫婦そして子供二人の給与収入が五百万円の標準的なモデル家庭では、所得税付加税一分で、給与収入の約〇・〇一％程度の負担をお願いするということになりました。これについては、経済成長と構造的な賃上げ、この好循環で、この負担感、これを払拭できるよう政府としては取り組んでまいります。

このことによって、今の付加税の延長によって負担感が生じるということはない、こういった体制をつくっていくと説明をさせていた、だいたいいます。そのことによって他の災害に対する対応が遅れるということはないと考えております。

○階委員 付加税の話をしているんじゃないかと、復興特別所得税が延びることを言っているんですよ。延びることで、新たな災害に対して復興財源を、国民に負担をお願いしようとするのが難しくなるでしょう、だから、当初の予定でとどめるべきだということをおっしゃっています。全然話が通じていないと思います。

○小野寺委員長 階君、予定の時間が過ぎております。午後も質疑の時間がございますので、そのときに改めてまた質疑をしていただくことでしょうか。（階委員「じゃ、最後に」と呼ぶ）

では、総理、早く答弁をお願いいたします。

○岸田内閣総理大臣 ですから、先ほど申し上げましたように、新しい付加税が延長される、二〇三八年以降も続くということについては、経済、賃上げとそして好循環によって負担感は生じない体制をつくっていくと申し上げています。

結果として、他の災害に対する対応が遅れるということはないと考えております。

○小野寺委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時開議

○小野寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。階君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

午前中に引き続き質問させていただきます。

二つ目の岸田政権の信頼失墜を示す国民の怒りの声、それは農家の皆さんの声です。農民は罰金で痛めつけ、自民は献金で潤うのか、そんな声です。

配付資料七ページを、委員の皆さん、御覧ください。

今国会提出予定の食料供給困難事態対策法案では、異常気象や国際情勢の悪化などで食料供給が困難となった場合、政府が農家に対して農産品の増産計画を届け出るよう指示し、農地に立入検査できることとなります。これに従わない農家には罰金を科すことが検討されています。

自民党政権は、コロナ禍で米が余ったときは作り過ぎだといって生産を減らすよう誘導し、年々耕作放棄地は増え、農業人口も減る一方です。食料危機の原因を自らつくっておきながら、いざ危機になったら、罰金刑をちらつかせながら増産計画を作れというのは、真面目な農家の皆さんに余りにも失礼だと思います。

最善の危機対応は、危機を起こさないことです。民主党政権はのために農業者戸別所得補償制度を導入したのに、自民党政権で廃止されました。危機対応で罰金刑の導入は大きな過ちであり、やめるべきだと考えますが、総理の見解を求めます。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の法案につきまして、我が国の食料安全保障リスクが高まる中、食料供給が減少し、国民生活、国民経済への影響が生じる事態に備え、影響の程度に応じて早期から必要な措置を実施できるようにするため、今国会への提出に向けて手続を進めているところですが、その中で、食料供給に向けた生産拡大等については、生産者などの事業者の自主的な取組、これを基本とした上で、国民生活に実体上の支障が生じている事態にまで至った場合には政府が生産計画の届出等を指示すること、これも想定しています。そして、御指摘の罰金あるいは公表に関する措置については、これは憲法上の経済的自由権に十分配慮して、法目的を達成するための必要最小限の措置として設けることを検討しているものであります。

○階委員 驚きました。罰金刑、やはり導入するんですか。農家の皆さん怒りますよ。本当にそれでいいんですか。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、自主的な取組、これは基本としています。しかし、食料安全保障上のリスク等を考えましたときに、平時から、実体上の支障が生じている事態に至った場合には生産計画の届出を指示すること、こういったことを想定している、こういった法律であります。これは必要最小限の措置として、憲法上の経済的自由権に配慮して、こうした罰金についても考えていかなければならないと思っております。

○階委員 農家の皆さんの経済的自由権は簡単に

制約するのに、企業献金の自由は野方図に認める、これが岸田政権の体質です。

企業・団体献金の禁止につき、これまでこの委員会でもさんざん議論してきました。総理は、最高裁の判例で企業の政治献金の自由は認められているというのを主な理由に、消極的な姿勢です。しかし、最高裁も企業献金を無条件で認めているわけではありません。

パネルの四番、お願いします。ここに書いておりますとおり、政党の健全な発展に協力するという見地から、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる場合に限って、会社は政治献金が可能とされています。そして二点目、寄附の相手方などを考慮して、合理的な範囲と言えない場合は、企業献金を行った取締役は忠実義務に違反することとなっております。

ここで、法務大臣に伺います。会社法の解釈として、今私が述べたようなことは正しいでしょうか。お答えください。

○小泉国務大臣 会社法の問題についてでございますが、委員御指摘のとおり、会社による政治献金については、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限りにおいて、会社の定款所定の目的の範囲内、ひいてはその権利能力の範囲内の行為であると考えられて承知しております。

また、取締役の行為が会社法上の忠実義務違反を構成するか否か、これは個別具体的な事案において判断されるべきものでありますけれども、一

般論として申し上げれば、御指摘のとおり、会社の役員等が会社を代表して政治献金をするに当たっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄附の相手方など諸般の事情が考慮されるべきものであると認識しております。

○階委員 さて、それでは、今の自民党が、企業が政治献金するにふさわしい社会的な役割を満たすものと言えるのかどうか、そうしたことが問われていると思います。

配付資料八ページ目、これを皆さん御覧になってください。

旧安倍派では、百名弱の所属議員のうち八十名、総額で約六億二千万円が裏金として処理されました。これが個人の収入ならば脱税の罪、政治団体の収入ならば、少なくとも会計責任者について虚偽記載の罪が成立し得るわけです。

総理は、少なくとも自民党安倍派内において組織的犯罪行為が行われていたという認識はありますか。お答えください。

○岸田内閣総理大臣 組織的犯罪かということですが、これは、その定義については承知しておりますが、いずれにせよ、こうした指摘をされること自体、こうした一連の事態について国民の皆さんから疑念の目で見られていること、このこと自体を深刻に受け止めなければならないと思っております。

真摯に反省し、おわびを申し上げます。

○階委員 組織的犯罪行為が行われていたかどうかについては肯定も否定もされていませんでした。更に伺います。パネルの三を御覧ください。パ

ネルの三を示します。

これは、先週、我が党の長妻昭議員が使用したパネルです。一昨年、自民党の政治資金団体に二千万円超の献金をした企業や団体をリストアップしたものです。自動車や電機を始め、そうそうたる企業、団体が多額の献金をしています。こうしたところは、いずれもコンプライアンスの管理体制がしっかりしているところだと思われま。

岸田首相は、今の自民党の状況を顧みて、こうした企業、団体に対して、自民党に献金してもコンプライアンス上問題ないと胸を張って言えますか。お答えください。

○岸田内閣総理大臣 企業・団体献金については、先ほども紹介があった最高裁判決等、企業の政治活動の自由にも関わる問題であると認識をしておりますが、自民党の政策とこうした献金が密接に関連しているのではないかと、ガバナンスの問題があるのではないかと御指摘については、自民党あるいは政府・与党の政策決定、予算等につきましても、これは決して献金が影響しているというものではないと考えています。

政策決定に当たって、有識者を始め関係者の意見も踏まえ、そして党内での議論も行い、その結果として政策が決定している、こういったことであり、ガバナンス上、献金が問題があるというふうには考えておりません。

○階委員 全然答えになっていませんよ。政策がゆがめられているかどうか、これも大きな問題なんですけれども、今問うているのは、総理は肯定も否定もされませんでしたけれども、自民党の最

大派閥である安倍派では、組織的犯罪行為ともいふべき、多数の議員が多額の裏金をつくっていた。そういう政党に対して、名立たる企業が政治献金をしてきたわけですけれども、これは、先ほどの会社法の解釈に照らして、取締役の忠実義務違反あるいは会社の権利能力の範囲外と言われて、コンプライアンス上問題になる可能性がある。

だからこそ、自民党の総裁として、こうした自民党の状況を鑑みれば、今は企業に対して政治献金をお願いできる状況ではないのではないかと思えます。そう思いませんか、総理。

○岸田内閣総理大臣 御質問の趣旨、要は、企業側のガバナンスの問題として献金することが問題なのではないか、こういった趣旨だと理解いたしました。これはまず、先ほど申し上げたように、自民党において、こうした国民の疑念を招くような事態を引き起こしたことについては反省をしなければならぬ、おわびを申し上げなければならぬ、これを申し上げた上で、信頼回復に努めたいかなければならないと思えます。

ガバナンスの問題が生じないように、自民党が本当に信頼を回復できるかどうか、それが今問われていると考えてます。是非、中間取りまとめの実行を始め、国会においても、法改正を始めとするルール改正等についても真摯に取り組んでいきたいと考えています。

○階委員 岸田首相の認識は極めて甘いと思えます。国民の信頼を回復したいとおっしゃられるのであれば、今後、企業・団体献金は自民党として自粛するとした上で、我々が提出した企業・団体

献金禁止法案に賛成して成立させる、これが筋ではないですか。総理、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 提出された議員立法については、国会において御議論されるべきものであると考えますが、企業献金について、先ほどの御指摘の企業側のガバナンスとの関係においては、自民党の信頼回復に全力で取り組むことによつて、不都合が生じないように取り組んでまいります。

○階委員 もうガバナンスが崩壊しているから、会社法上問題が生じ得るんですよ。私も企業の法務部におりましたので、今の状態の自民党に企業が献金することはコンプライアンス上問題だと、私は企業内弁護士立場だったら明確に答えます。そして、この名立たる企業、団体でも恐らく同じ結論になるだろうということは申し上げておきます。

さて、三つ目の国民の怒りの声。それは、庶民は生活費を圧縮しているのに対し、自民党は政策活動費、これも略すと政活費になります、自民党はこの政活費を膨張させている、そういう怒りの声です。

家計調査の結果、昨年の結果、委員の皆さんには九ページにつけておりますけれども、昨年は三年ぶりに大きなマイナスでした。実質で、総世帯マイナス二・四、二人以上の世帯マイナス二・六、しかも、これでもまだ、かさ上げされているわけです。なぜならば、岸田総理が、先ほど、午前中言っていたような、経済対策で電気代、ガス代、ガソリン代を安くしていたり、あるいは旅行支援であったりイベント割で消費をかさ上げしている

わけです。これがなければもつと落ち込んでいた。そういうふうになっておる状況で、庶民は生活費を圧縮している、切り詰めております。ところが、自民党は別な意味の政活費、これを膨張させたまま、見直そうともしないわけです。

前回の私の質疑で示したものですけれども、河井元法務大臣の買収の原資として二階幹事長から三千三百万円が渡っていたことを示すメモが発見され、この三千三百万円の出どころは政治活動費ではないかということ私が指摘しました。そして、事実関係の調査と報告を総理に求めたところ、総理は、党として何かできることがあるか、いま一度考えてみたいというふうにご答弁されました。いま一度考えた結果どうなったのか、総理の答弁を求めます。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の河井事件については、ですが、この点については、当時の執行部が、河井氏側へ提供した資金、党から出た資金については買収に使われていない、このことを裁判が終わった後の資料を精査した上で確認をしていると承知をしています。

それ以外の資金の流れについては、現在、把握できておりません。

○階委員 それは前回の繰り返しです。

そこで、前回尋ねて、いま一度何ができるか考えてみたいということだったので、考えた結果を今聞いているわけです。

○岸田内閣総理大臣 対応を考えた結果、今、党から正式に出たお金以外のお金については把握できておりません。

○階委員 全くやる気がないと思っております。

今日はくしくも午前中に、柿沢未途元法務副大臣、自民党の衆議院議員、こちらの初公判が開かれて、本人が地元区議の選挙買収を認められているわけです。選挙買収、これで何回目ですかね。河井事件だけではありませんよ。

これは我が党の渡辺創議員が質問の中でお示したパネルなんですけど、二階元幹事長が受領した政策活動費は、河井夫妻の選挙買収があった二〇一九年、あるいはその前は二〇一七年、衆議院総選挙があった年に増えているわけです。選挙買収が行われた可能性も見受けられるわけです。

先ほど来、甘利議員の問題についても同僚の井坂議員が取り上げましたけれども、こうした疑いが深まっている以上、党としてちゃんと調べて、この場に報告させてください。総理、お願いします。

○岸田内閣総理大臣 先ほどの質問は、私が総裁になってからのことの御指摘でありました。その立場で確認をすると申し上げました。

歴代の自民党幹部につきましては、政策活動費、党勢拡大等、適切に処理をしていると認識しております。

○階委員 認識された根拠は何ですか。

○岸田内閣総理大臣 仮に納税等が必要であるならば当然対応するべきものであり、政策活動費については、その内容について明らかにすることは現状控えております。その中で適切に対応されていると認識しております。

○階委員 認識の根拠に全く答えられないわけでは

すよ。勝手にそういうことしておこうということだと思えますよ。

それで、前回の私の質疑で総理は、政活費、政策活動費の方の政活費ですけれども、こちらの使途を明らかにすることは政治活動の自由と知る権利のバランスで議論された結果今の扱いになっているというふうにご答弁されました。しかし、委員の皆さんには十ページにお配りしておりますが、政治資金規正法十九条の三という条文に基づいて、政党から政治家個人に寄附がされた政策活動費については情報を公開できる、公開しようと思えば公開できるという条文があるわけです。これで正しいかどうか、総務省の見解を求めます。端的にお願いいたします。

○笠置政府参考人 お答えいたします。

いわゆる政策活動費につきましては、政治資金規正法上、特段の規定は設けられてございません。また、個別の支出が政治活動に関する寄附に該当するか否かにつきましては、具体的な事実関係に即して判断されるべきものであると考えております。

その上でのお尋ねで、政党から公職の候補者に対する支出が寄附に該当するものであれば、公職の候補者は、受けた寄附に係る金銭を自身の資金管理団体に特定寄附として寄附することは可能でございます。これはあくまで任意でございます。この場合には、その特定寄附につきましては、寄附の量的制限は適用されないこととなっております。

また、当該資金管理団体の政治資金収支報告書

において、法に従って収入、支出が記載をされることになるというところでございます。

○階委員 総理、お分かりになりましたか。任意規定だけでも、公開しようと思えば公開できるんです。

金額が幾らであれ、自分の資金管理団体にお金を入れて、そして収支報告書に記載すれば、使道は明らかになりますよ。信頼回復をしたいのであれば、それをまずやるべきではないですか。お答えください。

○岸田内閣総理大臣 法律に従って対応する、これは当然のことであります。

そして、政策活動費については、従来から申し上げているように、使途の公開については、政治活動の自由との関係、個人のプライバシーや企業秘密、さらには政策の方向性が外部の勢力あるいは外国の勢力に把握されることにつながるということから、従来から、使途については明らかにしない、こういった取扱いになっています。その取扱いに従って対応すべきものであると認識をしております。

○階委員 法律上できることすらないんですよ。それが今の岸田政権です。信なくば立たずとよく言えたものだなと。

信をどんどん失っている、その政権に政権を担う資格はないということを最後に申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。